

指定更新にあたっての留意事項

○介護保険事業所等の有効期間は原則6年間です。

ただし、以下の場合はその限りではありません。

1) 同一事業所において、次に掲げる組み合わせのサービスの指定を受けており、かつ指定の有効期限が異なっている場合に、それらの指定の有効期限をあわせて更新することとします。ただし、それぞれのサービスの指定権者が異なる場合はこの限りではありません。

- (1) 指定訪問介護と第1号訪問事業のうち従前の介護予防訪問介護に相当するもの
- (2) 指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護
- (3) 指定訪問看護と指定介護予防訪問看護
- (4) 指定訪問リハビリテーションと指定介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 指定居宅療養管理指導と指定介護予防居宅療養管理指導
- (6) 指定通所介護と第1号通所事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの
- (7) 指定通所リハビリテーションと指定介護予防通所リハビリテーション
- (8) 指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護
- (9) 指定短期入所療養介護と指定介護予防短期入所療養介護
- (10) 指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）
- (11) 指定福祉用具貸与と指定介護予防福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売と指定特定介護予防福祉用具販売
- (12) 指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護
- (13) 指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- (14) 指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- (15) 指定地域密着型通所介護と第1号通所事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの

2) 1) で掲げる組み合わせのサービスのうち、最も早く有効期限を迎えるサービスについて指定更新の手続きを行う際、他のサービスについても指定更新の手続きを行います。したがって、この場合は他のサービスについては、指定の更新を6年未満で行うことになります。

○更新の申請は有効期間満了日の1か月前までに行ってください。

○提出書類はホームページを参照願います。

補足事項

- 更新時期等については原則として市から事前に連絡等はいりませんので、有効期間の把握、管理運営等については各事業所・法人で適切にお願い致します。
- 添付書類「資格者証の写し」は過去に同じ書類を提出済みの場合、必ずしも添付する必要はありませんが、省略する場合、過去提出時の届出等内容・年月日について、任意様式にてお示しください。
- 上記1)に記載される、同時一体的に行う事業を併せて更新する際は、重複する書類（雇用証明や資格証明、勤務形態一覧表など）の提出は一部で構いません。